

調整方針修正案(健康福祉小委員会分/201項目中169項目)

通番	大項目		6市町村協議	4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目			方針 調整内容	方針 調整内容					
	小項目		方針 時期							方針 時期
	細項目									
1	02 市町村の計画	統合 (一本化)	1 高齢者保健福祉計画に一本化する。 2 介護保険事業計画との一体的な策定の必要性があり、次期介護保険事業計画(平成17年度策定予定)と併せて策定する。	同左	同左			健康福祉	25-08	
	03 地域計画の状況			同左						
	04 福祉部門			同左						
	01 老人保健福祉計画			同左						
2	02 市町村の計画	再編	1 各市町村の計画を存続しつつ、広域となる新市の特性を生かした計画を策定する。 2 新市においては、住民参加の策定委員会を組織することが望ましい。	同左	1 各市町の計画を存続しつつ、広域となる新市の特性を生かした計画を策定する。 2 新市においては、住民参加の策定委員会を組織することが望ましい。	1の記述中、「各市町村」を「各市町」に修正	鶴居村離脱による	健康福祉	25-07	
	03 地域計画の状況			同左						
	04 福祉部門			同左						
	02 障害者福祉計画			同左						
3	02 市町村の計画	再編	1 各市町村の計画を存続しつつ、新市の広域化に対応した計画を策定する。【17-05-04-01】「児童育成計画」にて再掲。	同左	1 各市町の計画を存続しつつ、新市の広域化に対応した計画を策定する。【17-05-04-01】「児童育成計画」にて再掲。	1の記述中、「各市町村」を「各市町」に修正	鶴居村離脱による	健康福祉	25-09	
	03 地域計画の状況			同左						
	04 福祉部門			同左						
	03 エンゼルプラン(児童育成計画)			同左						
4	17 福祉	再編	1 組織・機構については新市において定められる。 2 新市において福祉事務所設置規定に基づいた組織機構の再編をする。	同左	同左			健康福祉	14	
	01 組織機構			同左						
	01 福祉事務所等			同左						
	01 福祉事務所等の組織機構			同左						
5	17 福祉	統合 (同一内容)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			健康福祉	25-12	
	01 組織機構			同左						
	02 福祉センター			合併時						
	01 設置状況			合併時						
6	17 福祉	その他	1 統計的データのため、調整不要とする。	同左	同左			健康福祉		
	03 障害児(者)福祉の状況									
	01 障害児(者)手帳									
	01 障害児(者)手帳の交付									

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期					時期
	細項目										
7	17 福祉	統合 (同一内容) 合併時	1 公設施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。 民間法人施設については、新市においても引き続き継続されるもの と考える。	同左	同左			健康福祉	25-07		
	03 障害児(者)福祉の状 況			同左							
	02 障害児(者)福祉施設 の設置										
	01 施設の整備状況										
8	17 福祉	その他	1 統計的データのため、調整不要とする。	同左	同左			健康福祉			
	03 障害児(者)福祉の状 況										
	03 障害児(者)福祉施設 措置										
	01 施設入所・通所数										
9	17 福祉	統合 (同一内容) 合併時	1 公設施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。 民間施設については、新市においても引き続き継続されるもの と考える。	同左	同左			健康福祉	25-07		
	03 障害児(者)福祉の状 況			同左							
	03 障害児(者)福祉施設 措置										
	03 障害者地域共同作業 所										
10	17 福祉	その他	1 [02-03-04-02]「障害者福祉計画」において方向性が検討されてい るため、調整不要とする。	同左	同左			健康福祉			
	03 障害児(者)福祉の状 況										
	04 障害者福祉計画の策 定										
	01 障害者福祉計画										
11	17 福祉	統合 (同一内容) 合併時	1 6市町村で実施している制度は、国及び道の施策の基に行われて いるので、事業内容は同一であり、特に課題はない。	同左	1 国及び道の施策の基に行われているので、事業内容は同一であり、 特に課題はない。	1の記述中、「6市町村 で実施している制度は、」 を削除	釧路町・鶴居村離脱によ る	健康福祉	25-07		
	03 障害児(者)福祉の状 況			同左							
	05 障害児(者)福祉事業										
	01 補装具の給付・修理										

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	中項目	方針 時期	調整内容	方針 時期	調整内容					
	小項目									
	細項目									
12	17 福祉	統合 (同一内容) 合併時	1 合併時に、現行のまま新市に引き継ぐ。 負担割合は、 (1)市が事業主体の場合、市1/2・国1/2 (2)町村が事業主体の場合、町村1/4・道1/4・国1/2となっ ていることから、新市では自動的に(1)となる。	同左	1 合併時に、現行のまま新市に引き継ぐ。 負担割合は、 (1)市が事業主体の場合、市1/2・国1/2 (2)町が事業主体の場合、町村1/4・道1/4・国1/2となっ ていることから、新市では自動的に(1)となる。	1(2)の記述中、「町 村」を「町」に修正	鶴居村離脱による	健康福祉	25-07	
	03 障害児(者)福祉の状 況			同左						
	05 障害児(者)福祉事業			同左						
	02 日常生活用具の給付・ 貸与			同左						
13	17 福祉	統合 (一本化) 合併時	1 釧路市の事業に一本化し新市に引き継ぐ。	同左	同左			健康福祉	25-07	
	03 障害児(者)福祉の状 況			同左						
	05 障害児(者)福祉事業			同左						
	03 障害者スポーツ振興			同左						
14	17 福祉	統合 (一本化) 合併時	1 釧路市の事業に一本化し新市に引き継ぐ。	同左	同左			健康福祉	25-07	
	03 障害児(者)福祉の状 況			同左						
	05 障害児(者)福祉事業			同左						
	04 手話通訳者の派遣			同左						
15	17 福祉	統合 (一本化) 合併時	1 釧路市の事業に一本化し新市に引き継ぐ。	同左	同左			健康福祉	25-07	
	03 障害児(者)福祉の状 況			同左						
	05 障害児(者)福祉事業			同左						
	05 要約筆記奉仕員養成			同左						
16	17 福祉	統合 (一本化) 合併時	1 釧路市の制度に一本化し新市に引き継ぐ。	同左	同左			健康福祉	25-07	
	03 障害児(者)福祉の状 況			同左						
	05 障害児(者)福祉事業			同左						
	06 福祉タクシー			同左						

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	中項目	方針 時期	調整内容	方針 時期	調整内容					
	小項目									
	細項目									
17	17 福祉	統合 (一本化)	1 釧路市の事業に一本化し新市に引き継ぐ。	同左	同左			健康福祉	25-07	
	03 障害児(者)福祉の状況	合併時		同左						
	05 障害児(者)福祉事業									
	07 ガイドヘルパー派遣									
18	17 福祉	統合 (一本化)	1 釧路市の制度に一本化し新市に引き継ぐ。	同左	同左			健康福祉	25-07	
	03 障害児(者)福祉の状況	合併時		同左						
	05 障害児(者)福祉事業									
	08 ホームヘルプサービス									
19	17 福祉	統合 (一本化)	1 釧路市の制度に一本化し新市に引き継ぐ。	同左	同左			健康福祉	25-07	
	03 障害児(者)福祉の状況	合併時		同左						
	05 障害児(者)福祉事業									
	09 知的障害者ケアヘルパー派遣									
20	17 福祉	統合 (同一内容)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。(支援費制度へ移行)	同左	同左			健康福祉	25-07	
	03 障害児(者)福祉の状況	合併時		同左						
	05 障害児(者)福祉事業									
	10 身体障害者短期入所									
21	17 福祉	統合 (同一内容)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。(支援費制度へ移行)	同左	同左			健康福祉	25-07	
	03 障害児(者)福祉の状況	合併時		同左						
	05 障害児(者)福祉事業									
	11 デイサービス									

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期					時期
	細項目										
22	17 福祉	統合 (一本化) 合併時	1 釧路市の事業に一本化し新市に引き継ぐ。	同左	同左			健康福祉	25-07		
	03 障害児(者)福祉の状況			同左							
	05 障害児(者)福祉事業										
	12 居住環境整備助成										
23	17 福祉	統合 (一本化) 合併時	1 釧路市の制度に一本化し新市に引き継ぐ。	同左	同左			健康福祉	25-07		
	03 障害児(者)福祉の状況			同左							
	05 障害児(者)福祉事業										
	13 重度身体障害者用自動車購入等助成										
24	17 福祉	統合 (同一内容) 合併時	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			健康福祉	25-07		
	03 障害児(者)福祉の状況			同左							
	05 障害児(者)福祉事業										
	14 心身障害者扶養共済制度掛金助成										
25	17 福祉	統合 (一本化) 合併時	1 合併時までに決定された債務負担行為等の整備助成は、新市に引き継ぐ。 2 新市における新規分の取り扱いについては、合併時までに検討する。	同左	同左			健康福祉	25-07		
	03 障害児(者)福祉の状況			同左							
	05 障害児(者)福祉事業										
	15 障害者福祉施設整備助成										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
26	17 福祉	統合 (一本化) 合併時	1 合併時まで、 (1)対象者については、現行6自治体助成対象者を継続助成とし、対象者の拡大を図る。 (2)助成内容は、釧路町の例により調整する。 タクシー補助券・バス回数券・ガソリン補助券のいずれか1種類を利用者の選択とする。 (3)助成金額は、白糠町の例により調整する。 年間、1人12,000円とする。	同左	1 合併時まで、 (1)対象者については、現行の助成対象者を継続助成とし、対象者の拡大を図る。 (2)助成内容は、釧路市の例により、タクシー補助券・ガソリン補助券のいずれか1種類を利用者の選択とする。 (3)助成金額は、白糠町の例により、年間、1人12,000円とする。	1(1)の記述中、「現行6自治体助成対象者」を「現行の助成対象者」に修正 1(2)の記述を修正 1(3)の記述を修正	については、釧路町・鶴居村離脱による については、釧路町離脱による修正と合わせ、平成16年度事業見直しによりガソリン補助券の選択を可とした釧路市の助成制度に一本化するため については、1(2)の記述内容に表現を統一するため	健康福祉	25-07		
	03 障害児(者)福祉の状況			同左							
	05 障害児(者)福祉事業			同左							
	16 重度障害児(者)等交通費助成			同左							
27	17 福祉	統合 (一本化) 合併時	1 釧路市の制度に一本化し、新市において委託先の拡充を図る。	同左	同左			健康福祉	25-07		
	03 障害児(者)福祉の状況			同左							
	05 障害児(者)福祉事業			同左							
	17 訪問入浴サービス			同左							
28	17 福祉	統合 (一本化) 合併時	1 釧路市の制度に一本化し新市に引き継ぐ。	同左	同左			健康福祉	25-07		
	03 障害児(者)福祉の状況			同左							
	05 障害児(者)福祉事業			同左							
	18 点字図書及び声の図書			同左							
29	17 福祉	統合 (同一内容) 合併時	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			健康福祉	25-07		
	03 障害児(者)福祉の状況			同左							
	05 障害児(者)福祉事業			同左							
	19 身体障害者・知的障害者相談			同左							

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期					時期
	細項目										
30	17 福祉	統合 (同一内容) 合併時	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			健康福祉	25-07		
	03 障害児(者)福祉の状況			同左							
	05 障害児(者)福祉事業										
	20 身体障害者更生援護施設入所者就職支度金支給										
31	17 福祉	その他	1 釧路市だけの制度であり、平成16年度より廃止予定のため、調整不要とする。	同左	同左			健康福祉			
	03 障害児(者)福祉の状況										
	05 障害児(者)福祉事業										
	21 重度身体障害者世帯水道料金助成										
32	17 福祉	統合 (一本化) 合併時	1 助成制度上、釧路市に一本化して新市へ引き継ぐ。 【対象者が選択できる(鉄道賃・バス料金・ガソリン代)、年6回】	同左	同左			健康福祉	25-07		
	03 障害児(者)福祉の状況			同左							
	05 障害児(者)福祉事業										
	22 障害者援護旅費助成										
33	17 福祉	統合 (一本化) 合併時	1 釧路市の制度に一本化し新市に引き継ぐ。	同左	同左			健康福祉	25-07		
	03 障害児(者)福祉の状況			同左							
	05 障害児(者)福祉事業										
	23 在宅重度身体障害者訪問診査										
34	17 福祉	統合 (一本化) 合併時	1 超低床ノンステップバス購入費助成事業は釧路市の制度に一本化し新市に引き継ぐ。 また、現行の釧路町障害者等通園費事業を引き継ぐこととし、合併時まで新市における取り扱いを検討する。	同左	1 超低床ノンステップバス購入費助成事業は釧路市の制度に一本化し新市に引き継ぐ。	1の記述中、「また、現行の釧路町障害者等通園費事業を引き継ぐこととし、合併時まで新市における取り扱いを検討する。」を削除	釧路町離脱による	健康福祉	25-07		
	03 障害児(者)福祉の状況			同左							
	05 障害児(者)福祉事業										
	24 その他の障害児(者)福祉										

通番	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	大項目	方針 時期	調整内容	方針	調整内容				
	中項目			時期					
	小項目								
細項目									
35	17 福祉	統合 (同一内容) 合併時	1 6市町村で実施している制度は、国及び道の施策の基に行われているので事業内容は同一であり、特に課題なし。	同左	1 国及び道の施策の基に行われているので事業内容は同一であり、特に課題なし。	1の記述中、「6市町村で実施している制度は、」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	健康福祉	25-07
	03 障害児(者)福祉の状況			同左					
	06 障害児(者)福祉手当・医療								
	01 特別障害者手当								
36	17 福祉	統合 (同一内容) 合併時	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			健康福祉	25-07
	03 障害児(者)福祉の状況			同左					
	06 障害児(者)福祉手当・医療								
	02 障害児(者)福祉手当								
37	17 福祉	統合 (一本化) 経過措置 1年程度	1 実施市町村は現行の制度を存続し、新市において1年程度の経過措置をもって実施事業の調整を図る。	その他	1 該当事業がないことから調整不要とする。	調整方針の「統合(一本化)」を「その他」に修正 調整時期の「経過措置1年程度」を削除 1の記述を修正	とも、鶴居村離脱により、唯一現況調査に記載されていた事業がなくなったことによる	健康福祉	
	03 障害児(者)福祉の状況								
	06 障害児(者)福祉手当・医療								
	03 重度心身障害児(者)福祉手当								
38	17 福祉	統合 (一本化) 経過措置 1年程度	1 実施市町村は現行の制度を存続し、新市において1年程度の経過措置をもって実施事業の調整を図る。	その他	1 該当事業がないことから調整不要とする。	調整方針の「統合(一本化)」を「その他」に修正 調整時期の「経過措置1年程度」を削除 1の記述を修正	とも、釧路町・鶴居村離脱により、唯一現況調査に記載されていた事業がなくなったことによる	健康福祉	
	03 障害児(者)福祉の状況								
	06 障害児(者)福祉手当・医療								
	04 在宅重度障害者見舞金								

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期					時期
	細項目										
39	17 福祉	統合 (同一内容) 合併時	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			健康福祉	25-07		
	03 障害児(者)福祉の状況			同左							
	06 障害児(者)福祉手当・医療										
	05 特別児童扶養手当										
40	17 福祉	統合 (同一内容) 合併時	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			健康福祉	25-07		
	03 障害児(者)福祉の状況			同左							
	06 障害児(者)福祉手当・医療										
	08 更生医療										
41	17 福祉	その他	1 統計的データのため、調整不要とする。	同左	同左			健康福祉			
	04 介護高齢者福祉の状況										
	01 高齢者人口										
	01 高齢者数										
42	17 福祉	統合 (同一内容) 合併時	1 公設施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。 民間法人施設については、新市においても引き続き継続されるもの と考える。	同左	同左			健康福祉	25-08		
	04 介護高齢者福祉の状況			同左							
	02 高齢者福祉施設の設置										
	01 施設の整備状況										
43	17 福祉	統合 (一本化) 合併時	1 釧路市の制度に一本化し新市に引き継ぐ。	同左	同左			健康福祉	25-08		
	04 介護高齢者福祉の状況			同左							
	03 高齢者福祉施設措置										
	02 養護老人ホーム										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
44	17 福祉	その他	1 民間施設であり、新市にそのまま継続されることから、調整不要とする。	同左	同左			健康福祉			
	04 介護高齢者福祉の状況										
	03 高齢者福祉施設措置										
	03 軽費老人ホーム										
45	17 福祉	統合 (同一内容)	1 現行の市町村制度を存続するが、利用者負担については老人団体利用は無料とし、その他の利用者については1年程度の経過措置をもって新市において調整する。	同左	1 現行の市町制度を存続するが、利用者負担については老人団体利用は無料とし、その他の利用者については1年程度の経過措置をもって新市において調整する。	1の記述中、「市町村制度」を「市町制度」に修正	鶴居村離脱による	健康福祉	25-08		
	04 介護高齢者福祉の状況	経過措置 1年程度		同左							
	03 高齢者福祉施設措置										
	04 老人憩の家										
46	17 福祉	統合 (同一内容)	1 合併時に現行のまま新市に引き継ぐ。 2 平成17年度介護保険サービス計画策定時に新市において運営体制整備を図る。	同左	同左			健康福祉	23-02		
	04 介護高齢者福祉の状況	経過措置 1年程度		同左							
	03 高齢者福祉施設措置										
	05 老人デイサービスセンター										
47	17 福祉	統合 (同一内容)	1 新市において基幹型及び小規模基幹型の一元化を検討する。 2 地域型を含めた全体の運営体制の整備を図る。	同左	同左			健康福祉	23-02		
	04 介護高齢者福祉の状況	合併時		同左							
	03 高齢者福祉施設措置										
	06 在宅介護支援センター										
48	17 福祉	統合 (同一内容)	1 現行の市町村制度を存続するが、利用者負担については老人団体利用は無料とし、その他の利用者については1年程度の経過措置をもって新市において調整する。	同左	1 現行の市町制度を存続するが、利用者負担については老人団体利用は無料とし、その他の利用者については1年程度の経過措置をもって新市において調整する。	1の記述中、「市町村制度」を「市町制度」に修正	鶴居村離脱による	健康福祉	25-08		
	04 介護高齢者福祉の状況	経過措置 1年程度		同左							
	03 高齢者福祉施設措置										
	07 老人福祉センター										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
49	17 福祉	統合 (一本化)	1 介護保険事業計画との一体的な策定の必要性があり、次期介護保険事業計画(平成17年度策定予定)と併せて策定する。	同左	同左			健康福祉	25-08		
	04 介護高齢者福祉の状況	経過措置 1年程度		同左							
	04 高齢者保健福祉計画の策定										
	01 高齢者保健福祉計画										
50	17 福祉	統合 (同一内容)	1 地域の実情を考慮して当面現行のままとし、新市において2年程度の経過措置をもって事業の統合を検討する。	同左	同左			教育	25-08		
	04 介護高齢者福祉の状況	経過措置 2年程度		同左							
	05 高齢者福祉事業										
	02 老人大学										
51	17 福祉	統合 (一本化)	1 釧路市と釧路町の補助制度を統合・一本化して新市に引き継ぐ。 2 債務負担は現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	1 釧路市の補助制度に一本化して新市に引き継ぐ。 2 債務負担は現行のまま新市に引き継ぐ。	1の記述中、「釧路市と釧路町の補助制度を統合・一本化」を「釧路市の補助制度に一本化」に修正	釧路町離脱による	健康福祉	25-08		
	04 介護高齢者福祉の状況	合併時		同左							
	05 高齢者福祉事業										
	03 福祉施設整備補助										
52	17 福祉	統合 (同一内容)	1 各市町村の現行の取扱いを存続するが、運行内容や民間事業者活用等については1年程度の経過措置をもって新市において調整を図る。	同左	1 各市町の現行の取扱いを存続するが、運行内容や民間事業者活用等については1年程度の経過措置をもって新市において調整を図る。	1の記述中、「各市町村」を「各市町」に修正	鶴居村離脱による	健康福祉	25-08		
	04 介護高齢者福祉の状況	経過措置 1年程度		同左							
	05 高齢者福祉事業										
	04 福祉バス										
53	17 福祉	統合 (同一内容)	1 敬老会については合併時、現行のまま引き継ぎ、経過措置3年程度の中で対象年齢や行政負担のあり方について検討する。 2 釧路市の敬老大会は、新市に引き継ぐ。	同左	同左			健康福祉	25-08		
	04 介護高齢者福祉の状況	経過措置 3年程度		同左							
	05 高齢者福祉事業										
	05 敬老事業										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
54	17 福祉	統合 (一本化) 合併時	1 助成実績件数も少ないことから、介護保険法の住宅改修制度に一本化する。	その他	1 該当事業がないことから調整不要とする。	調整方針の「統合(一本化)」を「その他」に修正 調整時期の「合併時」を削除 1の記述を修正	とも、鶴居村離脱により、唯一現況調査に記載されていた事業がなくなったことによる	健康福祉			
	04 介護高齢者福祉の状況										
	05 高齢者福祉事業										
	07 住宅改善費用助成										
55	17 福祉	再編 合併時	1 釧路市だけの事業であるが、高齢化社会に向けてバリアフリー計画の策定も必要であることから、利用しやすい制度に再編し、新市に引き継ぐ。	同左	同左			健康福祉	25-08		
	04 介護高齢者福祉の状況										
	05 高齢者福祉事業										
	08 高齢者住宅整備資金貸付金										
56	17 福祉	統合 (同一内容) 合併時	1 現行のまま新市に引き継ぐ。 2 老人用電話で貸与中のものは、そのまま継続する。	同左	同左			健康福祉	25-08		
	04 介護高齢者福祉の状況										
	05 高齢者福祉事業										
	10 日常生活用具給付・貸与										
57	17 福祉	調整猶予	1 現行、釧路市の第1通報先は消防であるが、5町村は札幌市の委託業者に通報されているので、当面は各市町村現行体制で対応し、第1通報先(消防)の検討が必要とされる。 2 現在の機器は相当の年限を経過しているため、機器の更新を検討する必要がある。	同左	1 現行、釧路市、白糠町の第1通報先は消防であるが、2町は札幌市の委託業者に通報されているので、当面は各市町村現行体制で対応し、第1通報先(消防)の検討が必要とされる。 2 現在の機器は相当の年限を経過しているため、機器の更新を検討する必要がある。	1の記述中、「釧路市」を「釧路市、白糠町」に修正するとともに、「5町村」を「2町」に、「各市町村」を「各市町」に修正	釧路町・鶴居村離脱による修正と合わせ、白糠町の第1通報先が消防であったことを明確にするため	健康福祉	25-08		
	04 介護高齢者福祉の状況										
	05 高齢者福祉事業										
	11 緊急通報体制等整備事業										
58	17 福祉	調整猶予 猶予期間 1年程度	1 各市町村現行の制度を存続させ、新市において対象者、実施方法を調整する。	同左	1 各市町村現行の制度を存続させ、新市において対象者、実施方法を調整する。	1の記述中、「各市町村」を「各市町」に修正	鶴居村離脱による	健康福祉	25-08		
	04 介護高齢者福祉の状況										
	05 高齢者福祉事業										
	12 単身高齢者声かけ運動										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
59	17 福祉	統合 (一本化) 合併時	1 シルバーハウジング計画に基づく実施事業として釧路市の制度に一本化し、新市に引き継ぐ。	同左	同左			健康福祉	25-08		
	04 介護高齢者福祉の状況			同左							
	05 高齢者福祉事業										
	13 高齢者世話付住宅生活援助員派遣										
60	17 福祉	統合 (同一内容) 経過措置 1年程度	1 生活援助員(支援員)の派遣については、釧路市の制度に一本化して新市に引き継ぐが、除雪サービスは現行のまま推進し、委託先及び委託料については1年程度の経過措置をもって新市で調整する。	同左	同左			健康福祉	25-08		
	04 介護高齢者福祉の状況			同左							
	05 高齢者福祉事業										
	14 軽度生活援助										
61	17 福祉	再編	1 行政面積が広いので当面各市町村現行体制で対応する。 2 自己負担額については6自治体の均衡を保つ上で「1食300円」に統一する。 3 受託業者及び昼・夕食利用回数を一本化するには、当分の間の検討を必要とする。	その他	1 行政面積が広いので当面各市町現行体制で対応する。 2 自己負担額については均衡を保つ上で「1食300円」に統一する。 3 受託業者及び昼・夕食利用回数を一本化するには、当分の間の検討を必要とする。	調整方針の「再編」を「その他」に修正 1の記述中、「各市町村」を「各市町」に修正 2の記述中、「6自治体の」を削除	1については統合(同一内容)、2及び3については統合(一本化)であり、調整方針が複数あることから、区分を「その他」で統一するため については、釧路町・鶴居村離脱による	健康福祉	23-02		
	04 介護高齢者福祉の状況										
	05 高齢者福祉事業										
	15 配食サービス										
62	17 福祉	再編	1 移送サービスについては時代の趨勢で必要性はあると考えられ、利用者は、今後ますます増加していくと予測される。新市になった場合、医療機関の集中している現釧路市への要望が高くなり、公平平等の原則から遠方からの住民でも断りきれないため、行政面積を考えるとかなりの財政負担となることから、委託方式の検討が必要である。 2 新制度設立までの期間、時間を要するので経過措置を講ずる。(各市町村現行体制-外出支援サービス-で対応)	同左	1 移送サービスについては時代の趨勢で必要性はあると考えられ、利用者は、今後ますます増加していくと予測される。新市になった場合、医療機関の集中している現釧路市への要望が高くなり、公平平等の原則から遠方からの住民でも断りきれないため、行政面積を考えるとかなりの財政負担となることから、委託方式の検討が必要である。 2 新制度設立までの期間、時間を要するので経過措置を講ずる。(各市町現行体制-外出支援サービス-で対応)	2の記述中、「各市町村」を「各市町」に修正	鶴居村離脱による	健康福祉	23-02		
	04 介護高齢者福祉の状況										
	05 高齢者福祉事業										
	16 移送サービス										
63	17 福祉	統合 (一本化) 合併時	1 釧路市の制度に一本化して新市に引き継ぐ。 2 利用料は介護報酬に基づくものとする。	同左	同左			健康福祉	23-02		
	04 介護高齢者福祉の状況			同左							
	05 高齢者福祉事業										
	17 外出支援サービス										

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期					時期
	細項目										
64	17 福祉	統合 (一本化) 合併時	1 釧路市の制度を基本に合併時まで調整し、新市に引き継ぐ。	同左	同左			健康福祉	25-08		
	04 介護高齢者福祉の状況			同左							
	05 高齢者福祉事業										
	18 生きがい活動支援通所										
65	17 福祉	統合 (一本化) 合併時	1 生きがいホームヘルプ(自立者)事業であることから、釧路市の制度に一本化し新市に引き継ぐ。 (1)派遣は週1回1時間以内とする。 (2)利用者負担額は介護報酬に基づくものとする。	同左	同左			健康福祉	25-08		
	04 介護高齢者福祉の状況			同左							
	05 高齢者福祉事業										
	19 生活管理指導員派遣										
66	17 福祉	統合 (同一内容) 合併時	1 受入施設が養護と特別養護に分かれているが、現行のまま新市に引き継ぐ。 2 利用者負担額に相違があるが、釧路市の金額に合わせることを基本に、施設間で協議し調整する。	同左	同左			健康福祉	25-08		
	04 介護高齢者福祉の状況			同左							
	05 高齢者福祉事業										
	20 生活管理指導短期宿泊										
67	17 福祉	統合 (一本化) 経過措置 2年程度	1 国の基準で一本化するが、国の基準を上回る実施市町村の制度は2年程度を目途に整理する。	同左	1 国の基準で一本化するが、国の基準を上回る実施市町の制度は2年程度を目途に整理する。	1の記述中、「実施市町村」を「実施市町」に修正	鶴居村離脱による	健康福祉	23-02		
	04 介護高齢者福祉の状況			同左							
	05 高齢者福祉事業										
	21 家族介護用品の支給										
68	17 福祉	再編 経過措置 1年程度	1 実施市町村は現行の制度を存続し、新市において取り組みメニューの拡大、充実を図る。 2 次期介護保険事業計画(平成17年度策定予定)と併せて策定する高齢者保健福祉計画に組み入れる。	同左	1 実施市町は現行の制度を存続し、新市において取り組みメニューの拡大、充実を図る。	1の記述中、「実施市町村」を「実施市町」に修正	鶴居村離脱による	健康福祉	23-02		
	04 介護高齢者福祉の状況			同左							
	05 高齢者福祉事業										
	22 介護予防										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類		
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目										時期	時期
	細項目											
69	17 福祉	統合 (一本化) 経過措置 2年程度	1 国の基準で一本化するが、国の基準を上回る鶴居村の制度は2年程度を目途に整理する。	同左	1 国の基準で一本化する。	調整時期の「経過措置2年程度」を「合併時に」修正 1の記述中、「が、国の基準を上回る鶴居村の制度は2年程度を目途に整理する」を削除	とも、鶴居村離脱による	健康福祉	23-02			
	04 介護高齢者福祉の状況			合併時								
	05 高齢者福祉事業											
	23 家族介護慰労											
70	17 福祉	調整猶予 猶予期間 1年程度	1 外国人高齢者・障害者福祉給付金支給事業は現行のまま新市に引き継ぐが、その他の高齢者福祉事業については新市において取り組み事業の調整を図る。	統合 (同一内容)	1 外国人高齢者・障害者福祉給付金支給事業は現行のまま新市に引き継ぐ。	調整方針の「調整猶予」を「統合(同一内容)」に修正 調整時期の「猶予期間1年程度」を「合併時に」修正 1の記述中、「が、その他の～調整を図る」を削除	とも、鶴居村離脱により、当該項目で調整すべき「生きいき奨励金支給事業」が不要となるため	健康福祉	25-08			
	04 介護高齢者福祉の状況			合併時								
	05 高齢者福祉事業											
	24 その他高齢者福祉											
71	17 福祉	再編 合併時	基本的に再編(合併時)とする。 1 支給対象者を見直し、再編整備することが必要であり、地域の特殊性に配慮しながら、段階的に節目の祝金として調整する。 節目祝金の再編 88歳(米寿) 5万円 99歳(白寿) 5万円 100歳 5万円 101歳以上 5万円(毎年とする)	同左	同左			健康福祉	25-08			
	04 介護高齢者福祉の状況			同左								
	06 高齢者福祉手当・医療											
	01 敬老祝金											
72	17 福祉	廃止 合併時	1 老人入院見舞金については、廃止する。	その他	1 該当事業がないことから、調整不要とする。	調整方針の「廃止」を「その他」に修正 調整時期の「合併時」を削除 1の記述を修正	とも、釧路町離脱により、当該項目で調整すべき事業が皆無となるため	健康福祉				
	04 介護高齢者福祉の状況											
	06 高齢者福祉手当・医療											
	02 その他高齢者福祉手当等											
73	17 福祉	調整猶予 猶予期間 1年程度	1 現計画を存続し、平成17年度に新市において次期計画を策定する。	同左	同左			健康福祉	23-02			
	04 介護高齢者福祉の状況			同左								
	07 介護保険事業計画の策定											
	01 介護保険事業計画											

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	中項目	方針 時期	調整内容	方針 時期	調整内容					
	小項目									
	細項目									
74	17 福祉	調整猶予	1 各市町村現行の制度を存続させ、平成17年度介護保険事業計画策定時に新市において保険料を設定する。 介護保険料設定期間が終了するまでを猶予期間として、新市において調整する。	同左 猶予期間 1年程度	1 各市町村現行の制度を存続させ、平成17年度介護保険事業計画策定時に新市において保険料を設定する。 介護保険料設定期間が終了するまでを猶予期間として、新市において調整する。	調整時期に「猶予期間1年程度」を追加 1の記述中、「各市町村」を「各市町」に修正	については、次期介護保険事業計画が平成17年度に策定されることから、猶予期間は1年程度となるため については、鶴居村離脱による	健康福祉	23-02	
	04 介護高齢者福祉の状況									
	08 介護保険事業									
	01 介護保険料の賦課及び徴収									
75	17 福祉	統合 (一本化) 合併時	1 合併時に新しい被保険者証を発行する。	同左 同左	同左			健康福祉	23-02	
	04 介護高齢者福祉の状況									
	08 介護保険事業									
	02 被保険者資格管理									
76	17 福祉	その他	1 統計的データのため、調整不要とする。	同左	同左			健康福祉		
	04 介護高齢者福祉の状況									
	08 介護保険事業									
	03 介護保険給付の状況									
77	17 福祉	統合 (一本化) 経過措置 2年程度	1 介護保険制度及び国の特別対策に一本化する。 2 国の特別対策を上回る鶴居村及び音別町の措置については、2年程度を目途に整理する。	同左 同左	1 介護保険制度及び国の特別対策に一本化する。 2 国の特別対策を上回る音別町の措置については、2年程度を目途に整理する。	2の記述中、「鶴居村及び」を削除	鶴居村離脱による	健康福祉	23-02	
	04 介護高齢者福祉の状況									
	08 介護保険事業									
	04 介護保険低所得者利用者負担軽減措置									
78	17 福祉	その他	1 統計的データのため、調整不要とする。	同左	同左			健康福祉		
	04 介護高齢者福祉の状況									
	08 介護保険事業									
	05 要介護認定の状況									

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	中項目	方針 時期	調整内容	方針 時期	調整内容					
	小項目									
	細項目									
79	17 福祉	統合 (一本化) 合併時	1 新市の広域化に対応し、各地域で申請受付が実施できるように調整を図る。	同左	同左			健康福祉	23-02	
	04 介護高齢者福祉の状況			同左						
	08 介護保険事業									
	07 介護保険申請受付事務									
80	17 福祉	統合 (一本化) 合併時	1 税及び各種料金との徴収部門一元化については、新市において検討する。	同左	同左			健康福祉	23-02	
	04 介護高齢者福祉の状況			同左						
	08 介護保険事業									
	08 介護保険料滞納整理事務									
81	17 福祉	統合 (一本化) 合併時	1 現行の体制を引き継ぎ、新市として苦情・相談に対応する。	同左	同左			健康福祉	23-02	
	04 介護高齢者福祉の状況			同左						
	08 介護保険事業									
	09 介護保険苦情・相談									
82	17 福祉	再編 合併時	1 介護保険事業計画策定委員会の委員構成等については、次期介護保険事業計画が平成17年度に策定予定であることから、新市において速やかに再編する。	同左	同左			健康福祉	16	
	04 介護高齢者福祉の状況			同左						
	08 介護保険事業									
	10 介護保険事業計画策定委員会									
83	17 福祉	統合 (一本化) 合併時	1 現行の体制で移行し、新市において一元化を図る。 2 各在宅介護支援センターに在宅介護相談協力員を配置する。	同左	同左			健康福祉	23-02	
	04 介護高齢者福祉の状況			同左						
	08 介護保険事業									
	12 在宅介護相談協力員									

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
84	17 福祉	統合 (同一内容) 合併時	1 6市町村の施設区分ごとの定員数であるので、合併時に現行のまま新市へ引き継ぐ。	同左	1 施設区分ごとの定員数であるので、合併時に現行のまま新市へ引き継ぐ。	1の記述中、「6市町村」を削除	釧路市・鶴居村離脱による	健康福祉	23-02		
	04 介護高齢者福祉の状況			同左							
	08 介護保険事業										
	13 施設介護サービス状況										
85	17 福祉	調整猶予	1 各市町村現行の制度を存続させ、平成17年度介護保険サービス計画策定時に新市においてサービスを設定する。 その場合、各種介護支援事業利用者に対しては、地域格差が生じないよう、公益的サービスの調整を図ることとする。	同左	1 各市町村現行の制度を存続させ、平成17年度介護保険サービス計画策定時に新市においてサービスを設定する。 その場合、各種介護支援事業利用者に対しては、地域格差が生じないよう、公益的サービスの調整を図ることとする。	調整時期に「猶予期間1年程度」を追加 1の記述中、「各市町村」を「各市町」に修正	については、次期介護保険サービス計画が平成17年度に策定されることから、猶予期間は1年程度となるため については、鶴居村離脱による	健康福祉	23-02		
	04 介護高齢者福祉の状況			猶予期間 1年程度							
	08 介護保険事業										
	14 居宅介護サービス状況										
86	17 福祉	その他	1 サービス調整連絡会議は介護支援専門員の活動であるので、[17-04-03-06]「在宅介護支援センター」及び[17-04-08-11]「介護支援専門員の支援及び指導」の項目に含めて整理する。 調整不要扱いとする。	同左	同左			健康福祉			
	04 介護高齢者福祉の状況										
	08 介護保険事業										
	15 その他介護保険事業										
87	17 福祉	統合 (一本化) 合併時	1 釧路市の生きがい事業に一本化して新市に引き継ぐ。	同左	同左			健康福祉	23-02		
	04 介護高齢者福祉の状況			同左							
	09 介護予防・生活支援事業										
	01 生きがい対策と健康づくり推進										
88	17 福祉	統合 (同一内容) 合併時	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			健康福祉	25-08		
	04 介護高齢者福祉の状況			同左							
	09 介護予防・生活支援事業										
	02 特別養護老人ホーム等の入所措置										

通番	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	大項目	方針	調整内容	方針	調整内容				
	中項目			時期					
	小項目			時期					
細項目	時期	調整内容	時期	調整内容					
89	17 福祉 04 介護高齢者福祉の状況 09 介護予防・生活支援事業 03 その他の介護予防・生活支援	再編 経過措置 1年程度	1 実施市町村は現行の制度を存続し、新市において実施事業の統合整理を図る。 2 次期介護保険事業計画(平成17年度策定予定)と併せて策定する高齢者保健福祉計画に組み入れる。	同左 同左	1 実施市町は現行の制度を存続し、新市において実施事業の統合整理を図る。 2 次期介護保険事業計画(平成17年度策定予定)と併せて策定する高齢者保健福祉計画に組み入れる。	1の記述中、「実施市町村」を「実施市町」に修正	鶴居村離脱による	健康福祉	23-02
90	17 福祉 05 児童福祉の状況 01 就学前児童数 01 就学前人口	その他	1 統計的データのため、調整不要とする。	同左	同左			健康福祉	
91	17 福祉 05 児童福祉の状況 02 保育所の設置 01 保育所の整備状況	統合 (同一内容) 合併時	1 公立の施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。 2 私立の施設については、新市においても引き続き継続されるものとする。	同左 同左	同左			健康福祉	25-11
92	17 福祉 05 児童福祉の状況 03 児童福祉施設措置 01 保育料	再編 経過措置	1 認可、無認可の形態やサービスの相違点については、合併までに統一するのは困難なため、市町村の現行の制度を存続し、経過期間(当分の間)を設けて、新市において調整する。	同左 同左	1 認可、無認可の形態やサービスの相違点については、合併までに統一するのは困難なため、市町の現行の制度を存続し、経過期間(当分の間)を設けて、新市において調整する。	1の記述中、「市町村」を「市町」に修正	鶴居村離脱による	健康福祉	19
93	17 福祉 05 児童福祉の状況 03 児童福祉施設措置 03 保育園入・退所事務	再編 合併時	1 受付時期・入所承諾・通所等手続き等は合併時までに再編し、新市に引き継ぐ。	同左 同左	同左			健康福祉	25-11

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	中項目	方針 時期	調整内容	方針	調整内容					
	小項目			時期						
	細項目									
94	17 福祉	統合 (一本化)	1 釧路市の制度に一本化し、広域化に伴う相談員の配置については新市で調整する。	同左	同左			健康福祉	25-09	
	05 児童福祉の状況			合併時	同左					
	03 児童福祉施設措置									
	04 家庭児童相談室									
95	17 福祉	統合 (一本化)	1 釧路市の制度に一本化し新市に引き継ぐ。	同左	同左			健康福祉	25-09	
	05 児童福祉の状況			合併時	同左					
	03 児童福祉施設措置									
	05 助産施設									
96	17 福祉	その他	1 【02-03-04-03】「エンゼルプラン(児童育成計画)」において方向性が検討されているため、調整不要とする。	同左	同左			健康福祉		
	05 児童福祉の状況									
	04 児童育成計画の策定									
	01 児童育成計画(エンゼルプラン)									
97	17 福祉	統合 (一本化)	1 釧路市の制度に一本化し新市に引き継ぐ。	同左	同左			健康福祉	25-11	
	05 児童福祉の状況			合併時	同左					
	05 児童福祉事業									
	01 一時保育									
98	17 福祉	統合 (一本化)	1 現行の体制を引き継ぎ、新市において地域の実情を考慮した対応を行う。	同左	1 釧路市は現行の体制を引き継ぎ、他地域は地域の実情を考慮した対応を行う。	1の記述を修正	鶴居村離脱により、現行体制を引き継ぐのは釧路市のみとなるため	健康福祉	25-11	
	05 児童福祉の状況			合併時						同左
	05 児童福祉事業									
	02 延長保育									

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期					時期
	細項目										
99	17 福祉	統合 (同一内容)	1 障害児保育の体制については、合併時現行のまま新市に引き継ぐが、未受入の解消等について新市で検討していく。	同左	同左			健康福祉	25-11		
	05 児童福祉の状況			合併時	同左						
	05 児童福祉事業										
	03 障害児保育										
100	17 福祉	その他	1 通常の保育体制(0歳児保育)に組み込まれているため、調整不要とする。	同左	同左			健康福祉			
	05 児童福祉の状況										
	05 児童福祉事業										
	04 乳児保育促進										
101	17 福祉	統合 (一本化)	1 釧路市の制度に一本化し新市に引き継ぐ。	同左	同左			健康福祉	25-11		
	05 児童福祉の状況	合併時		同左							
	05 児童福祉事業										
	05 休日保育										
102	17 福祉	統合 (同一内容)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			健康福祉	25-11		
	05 児童福祉の状況	合併時		同左							
	05 児童福祉事業										
	06 地域子育て支援センター事業										
103	17 福祉	統合 (一本化)	1 釧路市の制度に一本化し新市に引き継ぐ。	同左	同左			健康福祉	25-11		
	05 児童福祉の状況	合併時		同左							
	05 児童福祉事業										
	07 その他の特別保育等推進事業										

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	中項目	方針 時期	調整内容	方針 時期	調整内容					
	小項目									
	細項目									
104	17 福祉	統合 (同一内容)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	統合 (一本化)	1 釧路市の制度に一本化し新市に引き継ぐ。	調整方針の「(同一内容)」を「(一本化)」に修正 1の記述中、「現行のまま」を「釧路市の制度に一本化し」に修正	とも、釧路町離脱により、釧路市だけの制度に一本化となるため	健康福祉	25-11	
	05 児童福祉の状況									
	05 児童福祉事業	合併時		同左						
	08 保育所地域活動									
105	17 福祉	統合 (一本化)	1 現行の体制で移行し、新市において費用負担の統一を図る。	同左	同左			健康福祉	25-11	
	05 児童福祉の状況									
	05 児童福祉事業	合併時		同左						
	09 保育所給食									
106	17 福祉	統合 (一本化)	1 釧路市の実施事業に一本化し新市に引き継ぐ。	同左	同左			健康福祉	25-09	
	05 児童福祉の状況									
	05 児童福祉事業	合併時		同左						
	10 その他の児童福祉									
107	17 福祉	統合 (同一内容)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			健康福祉	25-09	
	05 児童福祉の状況									
	06 児童福祉手当・医療	合併時		同左						
	02 児童手当									
108	17 福祉	統合 (同一内容)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			健康福祉	25-10	
	05 児童福祉の状況									
	06 児童福祉手当・医療	合併時		同左						
	03 乳幼児医療(道施策分)									

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	中項目	方針 時期	調整内容	方針 時期	調整内容					
	小項目									
	細項目									
109	17 福祉	調整猶予	1 現行の制度を存続し、新市において調整を図る。	その他	1 該当事業がないことから調整不要とする。	調整方針の「調整猶予」を「その他」に修正 調整時期の「猶予期間1年程度」を削除 1の記述を修正	とも、鶴居村離脱により、当該項目で調整すべき事業が皆無となるため	健康福祉		
	05 児童福祉の状況	猶予期間 1年程度								
	06 児童福祉手当・医療									
	05 その他の児童福祉手当等									
110	17 福祉	統合 (一本化)	1 現行のまま新市へ引き継ぐ。	同左	同左			健康福祉	25-12	
	06 母(父)子福祉の状況	合併時		同左						
	01 母(父)子福祉施設措置									
	01 母子生活支援施設									
111	17 福祉	その他	1 統計的データのため、調整不要とする。	同左	同左			健康福祉		
	06 母(父)子福祉の状況									
	02 母(父)子福祉事業									
	01 母子相談・支援									
112	17 福祉	統合 (同一内容)	1 同一制度(道)であり、課題はない。	同左	同左			健康福祉	25-12	
	06 母(父)子福祉の状況	合併時		同左						
	02 母(父)子福祉事業									
	02 母子(寡婦)福祉資金									
113	17 福祉	統合 (一本化)	1 釧路市の事業に一本化し新市に引き継ぐ。	同左	同左			健康福祉	25-12	
	06 母(父)子福祉の状況	合併時		同左						
	02 母(父)子福祉事業									
	03 母子寡婦福祉連合会等補助									

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期					時期
	細項目										
114	17 福祉	統合 (同一内容)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			健康福祉	25-12		
	06 母(父)子福祉の状況			合併時	同左						
	03 母(父)子福祉手当・医療										
	01 児童扶養手当										
115	17 福祉	統合 (一本化)	1 釧路市の事業に一本化し新市に引き継ぐ。	同左	同左			健康福祉	25-12		
	06 母(父)子福祉の状況			合併時	同左						
	03 母(父)子福祉手当・医療										
	02 災害遺児手当・卒業祝金										
116	17 福祉	統合 (同一内容)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			健康福祉	25-12		
	07 婦人保護の状況			合併時	同左						
	01 婦人保護更生事業										
	01 DV対策										
117	17 福祉	その他	1 生活保護法に基づく基準額であるため、調整不要とする。	同左	同左			健康福祉			
	08 生活保護の状況										
	01 標準扶助費										
	01 標準世帯扶助費										
118	17 福祉	その他	1 統計的データのため、調整不要とする。	同左	同左			健康福祉			
	08 生活保護の状況										
	02 受給者数										
	01 生活保護受給者数										

通番	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	大項目			方針						
	中項目	方針	調整内容	時期	調整内容					
	小項目	時期								
細項目										
119	17 福祉	統合 (一本化)	1 釧路市の制度に一本化し新市に引き継ぐ。 2 広域化に伴うケースワーカーの配置について調整する。	同左	同左			健康福祉	25-12	
	08 生活保護の状況			合併時						同左
	03 組織									
	01 組織の状況									
120	17 福祉	その他	1 統計的データのため、調整不要とする。	同左	同左			健康福祉		
	08 生活保護の状況									
	04 保護経理									
	01 保護経理状況									
121	17 福祉	その他	1 統計的データのため、調整不要とする。	同左	同左			健康福祉		
	08 生活保護の状況									
	05 医療扶助									
	01 医療扶助の状況									
122	17 福祉	その他	1 統計的データのため、調整不要とする。	同左	同左			健康福祉		
	08 生活保護の状況									
	06 救護施設									
	01 救護施設措置									
123	17 福祉	その他	1 統計的データのため、調整不要とする。	同左	同左			健康福祉		
	08 生活保護の状況									
	07 介護扶助									
	01 介護扶助の状況									
124	17 福祉	統合 (同一内容)	1 現行のまま引き継ぐこととするが、使用料については新市において1年程度の経過措置をもって調整を図る。	同左	同左			健康福祉	25-12	
	09 ウタリ福祉の状況			経過措置 1年程度						同左
	01 ウタリ福祉事業									
	01 生活館等管理運営の状況									

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期					時期
	細項目										
125	17 福祉	統合 (一本化)	1 貸付限度額に違いはあるが、貸付限度額の高い釧路市に一本化して新市に引き継ぐ。	同左	同左			健康福祉	25-12		
	09 ウタリ福祉の状況			同左							
	01 ウタリ福祉事業	合併時									
	02 資金貸付事業の状況										
126	17 福祉	統合 (一本化)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	1 釧路市の制度を新市に引き継ぐ。	1の記述中、「現行のまま」を「釧路市の制度を」に修正	複数自治体で実施の事業を現行のまま引き継ぐ「統合(同一内容)」ではなく、釧路市のみ事業に一本化となる点を明確にするため	健康福祉	25-12		
	09 ウタリ福祉の状況			同左							
	01 ウタリ福祉事業	合併時									
	03 審議会・協議会の設置状況										
127	17 福祉	統合 (一本化)	1 釧路市の制度に一本化し新市に引き継ぐ。	同左	同左			健康福祉	25-12		
	10 その他社会福祉事業の状況			同左							
	01 その他社会福祉事業	合併時									
	02 災害援護										
128	17 福祉	統合 (同一内容)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			健康福祉	25-12		
	10 その他社会福祉事業の状況			同左							
	01 その他社会福祉事業	合併時									
	03 行旅死病人援護										
129	17 福祉	統合 (一本化)	1 釧路市の制度に一本化し新市に引き継ぐ。	同左	同左			健康福祉	25-12		
	10 その他社会福祉事業の状況			同左							
	01 その他社会福祉事業	合併時									
	04 行旅困窮者援護										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
130	17 福祉	統合 (一本化) 合併時	1 献血事業については釧路赤十字血液センターの計画に基づいていることから、同一内容なので、合併時に現行のまま新市に引き継ぐ。 2 社資募集、災害救護物資支給、その他の赤十字事業については、同一内容の活動であるが、地区として一本化が必要なことから、釧路市地区の制度に一本化して新市に引き継ぐ。	同左	1 献血事業については釧路赤十字血液センターの計画に基づいていることから、新市に引き継ぐ。 2 社資募集、災害救護物資支給、その他の赤十字事業については、同一内容の活動であるが、地区として一本化が必要なことから、釧路市地区の制度に一本化して新市に引き継ぐ	1の記述中、「同一なので、合併時に現行のまま」を削除	複数の事業を現行のまま引き継ぐ「統合(同一内容)」とする記述ではなく、新市で一本化する点を明確にするため	健康福祉	25-12		
	10 その他社会福祉事業の状況			同左							
	01 その他社会福祉事業			同左							
	05 赤十字事業			同左							
131	17 福祉	その他	1 事務取扱件数のデータであるため、調整不要とする。	同左	同左			健康福祉			
	10 その他社会福祉事業の状況										
	01 その他社会福祉事業										
	06 戦争遺族援護等										
132	17 福祉	統合 (一本化) 合併時	1 釧路市の制度に一本化し新市に引き継ぐ。	同左	同左			健康福祉	25-12		
	10 その他社会福祉事業の状況			同左							
	01 その他社会福祉事業										
	08 福祉ボランティア育成										
133	17 福祉	調整猶予 猶予期間 1年程度	1 現行のまま新市に引き継ぐが、対象者及び支給内容(現金・現物支給量)については新市において調整を図る。	同左	同左			健康福祉	25-12		
	10 その他社会福祉事業の状況			同左							
	01 その他社会福祉事業										
	09 暖房費助成										
134	17 福祉	統合 (一本化) 合併時	1 釧路市の制度に一本化し新市に引き継ぐ。	同左	同左			健康福祉	25-12		
	10 その他社会福祉事業の状況			同左							
	01 その他社会福祉事業										
	10 福祉金庫										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
135	17 福祉	統合 (一本化)	1 釧路市の事業に一本化し新市に引き継ぐ。	同左	同左			健康福祉	25-12		
	10 その他社会福祉事業 の状況	合併時		同左							
	01 その他社会福祉事業										
	11 福祉統計・福祉広報										
136	17 福祉	統合 (同一内容)	1 現行のまま新市へ引き継ぐ。	同左	同左			健康福祉	25-04		
	10 その他社会福祉事業 の状況	合併時		同左							
	01 その他社会福祉事業										
	12 北方領土問題対策										
137	17 福祉	再編	1 新市の広域化に対応した計画を策定する。	同左	同左			健康福祉	25-12		
	10 その他社会福祉事業 の状況	経過措置 1年程度		同左							
	02 地域福祉計画の策定										
	01 地域福祉計画										
138	17 福祉	統合 (同一内容)	1 現行のまま新市に引き継ぐが、委員の任期及び補助金については 新市において調整する。	同左	同左			健康福祉	25-12		
	11 社会福祉団体の状況	合併時		同左							
	01 社会福祉団体										
	01 人権擁護委員会										
139	17 福祉	統合 (同一内容)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			健康福祉	18		
	11 社会福祉団体の状況	合併時		同左							
	02 社会福祉活動団体										
	03 共同募金会										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
140	19 保健医療	その他	1 統計的データのため、調整不要とする。	同左	同左			健康福祉			
	01 保健・医療施設の状況										
	01 保健・医療施設										
	01 病院数										
141	19 保健医療	統合 (同一内容)	1 事業は複数あるが同一内容であり、現行のまま新市へ引き継ぐ。 (1)合併時における医療施設と提供機能及び体制は現状のまま維持 存続する。 (2)新市においては同じ自治体内医療施設として、病院と診療所がより 機能連携を図る。 (3)将来は市立病院の分院化等の調整を図る。 (4)医師職の給料については、現行のまま新市に引き継ぐが、将来に おける分院化の調整と合わせて整理する。	同左	同左			健康福祉	25-20		
	01 保健・医療施設の状況	合併時		同左							
	01 保健・医療施設										
	02 公立病院等										
142	19 保健医療	再編	1 各施設の資産・債務等は現状のまま新市に引き継ぐ。 2 会計は、地方公営企業法第17条により病院である市立病院と阿寒 町立病院は一つとなるが、診療所の会計は現状のまま新市へ引き継 ぐ。 3 会計の異なりにかかわらず、同じ自治体内医療施設として機能連携 の強化を図る。 4 将来において、市立病院の分院化の調整と合わせて会計も調整す る。	同左	同左			健康福祉	25-20		
	01 保健・医療施設の状況	合併時		同左							
	01 保健・医療施設										
	03 公立病院等の財政状 況										
143	19 保健医療	調整猶予	1 各市町村の事情により保有している機能が違うため、早急に一本化 は困難であり、現行のまま新市に引き継ぐ。 2 新市において他の要素(市における保健や福祉の機構、保健師等 の配置等)をあわせて機能の一本化について調整する。	同左	1 各市町の事情により保有している機能が違うため、早急に一本化は 困難であり、現行のまま新市に引き継ぐ。	1の記述中、「各市町 村」を「各市町」に修正	鶴居村離脱による	健康福祉	25-10		
	01 保健・医療施設の状況	猶予期間 1年程度		同左	2 新市において他の要素(市における保健や福祉の機構、保健師等 の配置等)をあわせて機能の一本化について調整する。						
	01 保健・医療施設										
	04 保健センター										
144	19 保健医療	統合 (一本化)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	1 釧路市の事業を新市に引き継ぐ。	1の記述中、「現行の まま」を「釧路市の事業を」 に修正	複数自治体で実施の事 業を現行のまま引き継ぐ 「統合(同一内容)」では なく、釧路市のみ事業 に一本化となる点を明確 にするため	健康福祉	25-10		
	01 保健・医療施設の状況	合併時		同左							
	01 保健・医療施設										
	05 健診センター										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類		
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目										時期	時期
	細項目											
145	19 保健医療	統合 (一本化)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			健康福祉	25-10			
	01 保健・医療施設の状況	合併時		同左								
	01 保健・医療施設											
	06 高等看護学院											
146	19 保健医療	統合 (一本化)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	1 釧路市の事業を新市に引き継ぐ。	1の記述中、「現行のまま」を「釧路市の事業を」に修正	複数自治体で実施の事業を現行のまま引き継ぐ「統合(同一内容)」ではなく、釧路市のみ事業に一本化となる点を明確にするため	健康福祉	25-10			
	01 保健・医療施設の状況	合併時		同左								
	01 保健・医療施設											
	07 医療環境整備											
147	19 保健医療	統合 (一本化)	1 釧路市の制度に一本化し新市に引き継ぐ。	同左	同左			健康福祉	25-10			
	01 保健・医療施設の状況	合併時		同左								
	01 保健・医療施設											
	08 災害時救急医療対策											
148	19 保健医療	統合 (同一内容)	1 現行の制度を存続させ、新市に引き継ぐ。 2 新市において全体の運営体制の整備を図る。	同左	同左			健康福祉	25-10			
	02 救急医療制度の状況	合併時		同左								
	01 休日夜間救急医療体制											
	01 休日夜間救急病院等											
149	19 保健医療	再編	1 各市町村の計画を存続しつつ、新市としての新たなニーズのもとで計画を策定することが必要である。 2 策定には住民参加の策定委員会が必要であり、新市の住民で組織することが望ましい。 3 計画策定にあたり、母子の問題を広域的・地域性を考慮して把握するため、2年程度の経過措置が必要である。	同左	1 各市町の計画を存続しつつ、新市としての新たなニーズのもとで計画を策定することが必要である。 2 策定には住民参加の策定委員会が必要であり、新市の住民で組織することが望ましい。 3 計画策定にあたり、母子の問題を広域的・地域性を考慮して把握するため、2年程度の経過措置が必要である。	1の記述中、「各市町村」を「各市町」に修正	鶴居村離脱による	健康福祉	25-10			
	03 保健関係施策の状況	経過措置 2年程度		同左								
	01 母子保健計画の策定											
	01 母子保健計画											

通番	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	大項目	調整内容		方針	調整内容				
	中項目			方針					
	小項目			時期					
細項目	方針	時期							
150	19 保健医療	統合 (一本化)	1 妊婦一般健康診査は、前期と後期の2回実施する。	同左	同左			健康福祉	25-10
	03 保健関係施策の状況			同左					
	02 母子保健			同左					
	01 妊婦健康診査			同左					
151	19 保健医療	統合 (同一内容)	1 健康手帳は一本化し引き継ぐこととするが、健康教育事業については、健康日本21計画に基づく市町村計画の見直しが必要であることから、新市において2年程度を目途に地域性を配慮した検討を行う。	同左	1 健康手帳は一本化し引き継ぐこととするが、健康教育事業については、健康日本21計画に基づく市町村計画の見直しが必要であることから、新市において2年程度を目途に地域性を配慮した検討を行う。	1の記述中、「市町村計画」を「市町計画」に修正	鶴居村離脱による	健康福祉	25-10
	03 保健関係施策の状況			同左					
	03 成人保健等			経過措置 2年程度					
	01 健康教育			経過措置 2年程度					
152	19 保健医療	統合 (同一内容)	1 現行の市町村制度を存続し、新市において1年程度の経過措置をもって調整を図る。 (1)集団、個別検診の両方できる制度の検討が必要である。 (2)委託先及び委託料については、今までの経過を踏まえ現行委託先継続を基本とし、委託料の調整が必要である。 (3)検診の種類及び対象年齢の検討が必要である。 【総合検診・ドック・骨粗しょう症検診等】	同左	1 現行の市町村制度を存続し、新市において1年程度の経過措置をもって調整を図る。 (1)集団、個別検診の両方できる制度の検討が必要である。 (2)委託先及び委託料については、今までの経過を踏まえ現行委託先継続を基本とし、委託料の調整が必要である。 (3)検診の種類及び対象年齢の検討が必要である。 【総合検診・ドック・骨粗しょう症検診等】	1の記述中、「市町村制度」を「市町制度」に修正	鶴居村離脱による	健康福祉	25-10
	03 保健関係施策の状況			同左					
	03 成人保健等			経過措置 1年程度					
	02 成人健康診査			経過措置 1年程度					
153	19 保健医療	統合 (一本化)	1 釧路市の制度に合わせ一本化する。 (1)当面現行の健康診査を実施し各種検診の開催方法・内容等については、専門的要素を含むことから今後各市町村で調整とする。 集団診査及び個別診査の両方受診できる体制が必要。 個人負担の設定については、検診科目により一部負担の有無について調整する。(基本的には、受診者非受診者の負担の公平性の観点から、検診費用の一部負担を導入 - 経過措置を含む。) 委託方式については、これまでの経過を尊重することとする。	同左	1 釧路市の制度に合わせ一本化する。 (1)当面現行の健康診査を実施し各種検診の開催方法・内容等については、専門的要素を含むことから今後各市町で調整とする。 集団診査及び個別診査の両方受診できる体制が必要。 個人負担の設定については、検診科目により一部負担の有無について調整する。(基本的には、受診者非受診者の負担の公平性の観点から、検診費用の一部負担を導入 - 経過措置を含む。) 委託方式については、これまでの経過を尊重することとする。	1(1)の記述中、「各市町村」を「各市町」に修正	鶴居村離脱による	健康福祉	25-10
	03 保健関係施策の状況			同左					
	03 成人保健等			経過措置 :当分の間					
	03 各種ガン検診			経過措置 :当分の間					

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
154	19 保健医療	統合 (同一内容)	経過措置 1年程度	1 各市町村現行の制度を存続させ、新市において1年程度の経過措置をもって健康まつりの実施内容、住民健康づくり組織・委員の調整を図る。	同左	同左	1の記述中、「各市町村」を「各市町」に修正	鶴居村離脱による	健康福祉	25-10	
	03 保健関係施策の状況										
	03 成人保健等										
	04 住民健康づくり										
155	19 保健医療	統合 (同一内容)	経過措置 2年程度	1 各市町村現行の事業を存続させるが、健康日本21計画の見直しが必要であることから、新市において2年程度を目途に地域性を配慮した検討を行う。 2 訪問対象者の優先順位等については、地域の実態に合わせた調整を図る。	同左	同左	1の記述中、「各市町村」を「各市町」に修正	鶴居村離脱による	健康福祉	25-10	
	03 保健関係施策の状況										
	03 成人保健等										
	05 訪問指導										
156	19 保健医療	統合 (同一内容)	経過措置 2年程度	1 各市町村現行の事業を存続させるが、健康日本21計画の見直しが必要であることから、新市において2年程度を目途に地域性を配慮した検討を行う。 2 対象者の優先順位等については、地域の実態に合わせた調整を図る。	同左	同左	1の記述中、「各市町村」を「各市町」に修正	鶴居村離脱による	健康福祉	25-10	
	03 保健関係施策の状況										
	03 成人保健等										
	06 健康相談										
157	19 保健医療	統合 (同一内容)	合併時	1 現行のまま新市に引き継ぐ。 2 老人保健事業のA型機能訓練については、医療環境が整うまで実施する。	同左	同左			健康福祉	25-10	
	03 保健関係施策の状況										
	03 成人保健等										
	07 機能訓練										
158	19 保健医療	統合 (同一内容)	合併時	1 ツ反・BCGは集団・個別の両方で実施できる体制とし、費用負担については新市で調整する。 2 結核検診精密検査(2次検診)の費用は無料とする。	同左	同左			健康福祉	25-10	
	03 保健関係施策の状況										
	03 成人保健等										
	08 結核予防										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
159	19 保健医療	再編	1 当面現行の予防接種を実施する。 2 集団接種・個別接種(医療機関)があるが、予防接種の内容により市町村で異なっている。住民の利便性や地域的な問題も考慮し地域に合わせた方法の検討が必要。 3 予防接種健康被害調査委員会、各市町村とも目的や事業内容は一致しているため、一本化する。 4 委託医療機関や委託料については、委託機関との関連や市町村個々の委託経過等もあるため、現行の委託先継続を基本とし、委託料金の調整・統一化が必要。 5 インフルエンザについては、個人負担額の統一が必要と考える。ワクチン代にかかる実費相当額として、税抜き1回につき1,000円が適当。	同左	1 当面現行の予防接種を実施する。 2 集団接種・個別接種(医療機関)があるが、予防接種の内容により市町村で異なっている。住民の利便性や地域的な問題も考慮し地域に合わせた方法の検討が必要。 3 予防接種健康被害調査委員会、各市町村とも目的や事業内容は一致しているため、一本化する。 4 委託医療機関や委託料については、委託機関との関連や市町村個々の委託経過等もあるため、現行の委託先継続を基本とし、委託料金の調整・統一化が必要。 5 インフルエンザについては、個人負担額の統一が必要と考える。ワクチン代にかかる実費相当額として、1回につき1,050円が適当。	2及び4の記述中、「市町村」を「市町」に修正 3の記述中、「各市町村」を「各市町」に修正 5の記述中、「税抜き1回につき1,000円」を「1回につき1,050円」に修正	とも、鶴居村離脱による については、平成16年度消費税法の改正による総額表示に対応するため	健康福祉	25-10		
	03 保健関係施策の状況	経過措置 1年程度		同左							
	03 成人保健等			同左							
	09 予防接種			同左							
160	19 保健医療	統合 (同一内容)	1 エキノコックス症検診は集団・個別検診の両方実施できる体制を整備する。 2 SARS対策については釧路市の制度に統一することとし、その他の感染症が発生した場合は新市において対策を講じる。	同左	同左			健康福祉	25-10		
	03 保健関係施策の状況	合併時		同左							
	03 成人保健等			同左							
	10 感染症対策			同左							
161	19 保健医療	統合 (同一内容)	1 各市町村現行の制度を存続し、新市において1年程度の経過措置をもって事業項目、対象者、委託先及び委託料等について調整を図る。	同左	1 各市町村現行の制度を存続し、新市において1年程度の経過措置をもって事業項目、対象者、委託先及び委託料等について調整を図る。	1の記述中、「各市町村」を「各市町」に修正	鶴居村離脱による	健康福祉	25-10		
	03 保健関係施策の状況	経過措置 1年程度		同左							
	03 成人保健等			同左							
	11 歯科保健			同左							
162	19 保健医療	統合 (一本化)	1 釧路市の制度に一本化し新市に引き継ぐ。	同左	同左			健康福祉	25-10		
	03 保健関係施策の状況	合併時		同左							
	03 成人保健等			同左							
	12 心の健康相談			同左							

通番	大項目	6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類									
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容													
	小項目									時期	時期							
	細項目																	
163	19 保健医療	その他	1 各市町村で実施されている次の事業は、それぞれの項目に含めて整理する。 (1)【19-03-03-04】「住民健康づくり」にて整理する。 健康まつり 食生活改善協議会 健康推進委員会の育成 (2)【19-03-03-10】「感染症対策」にて整理する。 エキノコックス症検診 (3)【19-03-03-07】「機能訓練」にて整理する。 リハビリ教室 転倒予防教室 (4)【19-03-03-02】「成人健康診査」にて整理する。 骨粗しょう症検診	同左	1 各市町で実施されている次の事業は、それぞれの項目に含めて整理する。 (1)【19-03-03-04】「住民健康づくり」にて整理する。 健康まつり 食生活改善協議会 健康推進委員会の育成 (2)【19-03-03-07】「機能訓練」にて整理する。 リハビリ教室 転倒予防教室 (3)【19-03-03-02】「成人健康診査」にて整理する。 骨粗しょう症検診	1の記述中、「各市町村」を「各市町」に修正 1(2)の記述を削除し、以下の番号について「(3)」を「(2)」に、「(4)」を「(3)」に修正	については、鶴居村離脱による については、釧路町離脱により、釧路町の実施事業に係る記述である1(2)を整理したため	健康福祉	25-10									
	03 保健関係施策の状況	統合 (一本化)		1 釧路市の制度に一本化し新市に引き継ぐ。						同左	同左			健康福祉	25-10			
	03 成人保健等									合併時	同左					同左		
	16 其他成人保健事業															同左		
164	19 保健医療	統合 (一本化)	1 釧路市の制度に一本化し新市に引き継ぐ。	同左	同左			健康福祉	25-10									
	03 保健関係施策の状況	合併時		同左	同左													
	04 精神保健				同左													
	01 共同住居運営費補助				同左													
165	19 保健医療	統合 (一本化)	1 釧路市の制度に一本化し新市に引き継ぐ。	同左	同左			健康福祉	25-10									
	03 保健関係施策の状況	合併時		同左	同左													
	04 精神保健				同左													
	02 回復者クラブ運営費補助				同左													
166	19 保健医療	統合 (一本化)	1 釧路市の制度に一本化し新市に引き継ぐ。	同左	同左			健康福祉	25-10									
	03 保健関係施策の状況	合併時		同左	同左													
	04 精神保健				同左													
	03 精神障害者通所授産施設支援				同左													

通番	大項目		6市町村協議	4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	中項目			調整内容	調整内容				
	小項目		方針		調整内容				
	細項目		時期						
167	19 保健医療	統合 (一本化) 合併時	1 釧路市の制度に一本化し新市に引き継ぐ。	方針	同左			健康福祉	25-10
	03 保健関係施策の状況			時期					
	04 精神保健			同左					
	04 精神障害者共同作業 所運営費補助								
168	19 保健医療	その他	1 保健師等の組織機構図であるため、調整不要とする。	方針	同左			健康福祉	
	03 保健関係施策の状況			時期					
	05 保健師等の配置								
	01 保健師等の配置状況								
169	19 保健医療	調整猶予 猶予期間 1年程度	1 各団体の形態及び補助額に相違があるため、早急に一本化は困難 であることから新市において調整する。 2 保健施設整備利子補給分については、そのまま新市に引き継ぐ。	方針	同左			健康福祉	25-10
	03 保健関係施策の状況			時期					
	06 保健・医療関係団体								
	01 地域医療関係団体補 助								